

兵庫県酒類販売事業者支援金 募 集 要 項 (第2次上乘せ対象事業者用・令和3年8月分)

支援金の概要

■趣旨

令和3年4月25日から発令された緊急事態宣言等の影響により、兵庫県知事の要請を受けて休業または時間短縮営業をし、酒類の提供を停止する飲食店と直接の取引を有する酒類販売事業者が特に深刻な影響を被っていることを踏まえ、当該事業者の事業を支援するための支援金を県が支給します。

■対象

対象となる方の主な要件は以下の3つです。(他にも満たしていただく要件がございます。詳しくは酒類販売事業者支援金支給要綱をご確認ください。)

- (1) 令和3年3月31日以前に開業し、県内に本店を有する中小企業等(個人の方は県内に住所を有する方)であって、知事の要請を受けて休業または時間短縮営業をし酒類の提供を停止する飲食店と取引のある、一般酒類小売業免許または通信販売酒類小売業免許を有する酒類販売事業者であること。
- (2) 飲食店が休業または時間短縮営業、酒類提供の停止をしたことによる影響を受け、令和3年8月の売上が前年または前々年同期対比で50%以上減少し、国の月次支援金を受給していること。
- (3) 令和3年8月と同期間を対象とする、地方公共団体等が実施する、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする、休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象となっている事業者ではないこと。

■支給額

2019年または2020年8月の事業収入から2021年8月の事業収入を引いた額です(千円未満切り捨て)。

ただし、上限額は下表の通りです。

	売上減少率		
	50%以上70%未満	70%以上90%未満	90%以上
法人	19万3千円	38万7千円	58万円
個人	9万6千円	19万3千円	29万円

■ ご注意

- 本支援金の支給は1事業者につき1回限りです。
県内で複数の酒販店を運営している事業者の方も支給は1回限りです。
- 本支援金の税務上の処理については、税理士又は最寄りの税務署にお問い合わせください。

支給申請の流れ

- 募集要項公表：9月15日（水）
- 申請書の受付開始：9月21日（火）
- 支援金の支給時期：申請受付後4～8週間程度
ただし、申請状況等によりこれよりも遅れる可能性があります。

申請手続

- 申請受付期間：9月21日（火）～11月30日（火）【11月30日の消印有効】
※申請期限前であっても、予算額に達し次第終了となります。

■ 申請方法

- ・郵送(レターパック(プラス、ライト含む))で、申請書と添付書類を提出してください。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、お持込みによる提出はご遠慮ください。
- ・書類のコピーには、申請者のお名前(法人名、個人事業主名)を裏面などに記載してください。

(宛先)

〒650-8777

兵庫県酒販事業者支援金事務局あて

<郵便番号と宛名だけで届きます(住所記入不要)>

■ 申請に必要な書類の入手方法（令和3年9月15日掲載）

県のホームページからダウンロードできます。

URL: https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/getsuji_boshu202108.html



■ 申請書類と添付書類

提出いただいた申請書類等はいかなる理由でも返却いたしません。

① 申請書

県所定の様式に記入または入力してください。

② 添付書類

書類名	説明・具体例
誓約書	<p>県が指定する様式に記入してください。 県ホームページからダウンロードできます。</p>
通帳のコピー	<p>銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認可能なもの（通帳のオモテ面、通帳を開いた1・2ページ目の両方等）（※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピーで可） <u>振込希望口座の名義人は、申請者（法人代表者又は個人事業主）と同じ名義人にしてください。</u>法人で申請される場合は法人名義の口座であることが必要です。法人代表者の個人名義の口座では受付できません。 ※2021年4月～6月のいずれかの月を対象月とした酒類販売支援金の申請を行い、左記の書類を提出し、今回も同じ口座に振込みを希望される方は不要です。</p>
<p>中小法人は申請時から3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書、 個人事業主は申請時に有効な本人確認書類の写し</p>	<p>本人確認書類は、住所・氏名・明瞭な顔写真のある下記のいずれかです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証（両面）（写し） ・マイナンバーカード（オモテ面のみ）（写し） ・写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）（写し） ・在留カード（写し） ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・住民票の写し及びパスポート ・住民票の写し及び各種健康保険証 <p>※2021年4月～6月のいずれかの月を対象月とした酒類販売支援金の申請を行い、左記の書類を提出した方は不要です。</p>
<p>まん延防止等重点措置・緊急事態措置の対象区域にあり、酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じた飲食店との2019年及び2020年の対象月に<u>反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」</u>のコピー</p>	<p>帳簿書類は、<u>売上金額や取引先を記載した帳簿（売上台帳等）及び書類（請求書・領収書・注文書・売上傳票等）</u>です。 「反復継続した取引」とは、2019年の対象月同月及び2020年の対象月同月のそれぞれの期間において複数回の取引を行っていることを意味します。ただし、契約形態等により、複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引がその事業の主たる取引となっていれば、その取引を示す書類でも可とします。</p>

<p>国の月次支援金の「振込みのお知らせはがき」の写し</p>	<p>はがきの宛先（住所、氏名等）、振込のお知らせ（給付金額等）など情報が記載されている面をすべて提出してください。</p> <p>※申請期間内に、国から月次支援金の給付決定がなされていない等の理由で、提出が難しい場合は、代替書類として、「国の月次支援金のマイページ（登録情報（申請 ID、電話番号等）が記載されているもの）」の写しを申請期間内に提出願います。</p> <p>また、<u>国の月次支援金の「振込みのお知らせはがき」が到着後、2週間以内に、国の月次支援金の「振込みのお知らせはがき」の写しを提出願います。</u>国の月次支援金の「振込みのお知らせはがき」の写しの受付および国からの支給データをもって、改めて審査いたしますのでご承知おきください。</p>
<p>一般酒類小売業免許または通信販売小売業免許のコピー</p>	<p>申請日時時点で有効なもの。免許の通知でも可。お手元がない場合は、酒類指導官に連絡をし、税務署から免許の証明書を入手してください。</p> <p>※2021年4月～6月のいずれかの月を対象月とした酒類販売支援金の申請を行い、左記の書類を提出した方は不要です。</p>

■申請書の審査

申請書の内容について、支援金事務局から問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

申請書の審査の結果、支援金の支給・不支給が決定したときには、支給または不支給に関するご案内を、申請者の所在地又は住所あて発送します。

■支援金の支払い

申請受付から支給までは4～8週間で予定しています。

ただし、申請書類に不備がある場合や国からの月次支援金の受給者情報の提供状況により、支給までの期間が延びることがあります。また、酒類販売事業者支援金支給要綱に定める支援金の支給期間終了時まで不備が修正されない場合は支援金が支給されないことがあることをご了承ください。

■個人情報・法人情報の利用

兵庫県(支援金事務局)が、申請書類及び添付書類に記載された情報を、支援金の支給事務に利用するほか、当事業で得た情報を兵庫県その他の官公署に提供および照会することがあることをご了承ください。

■支援金支給事業者の紹介

支援金を支給した事業者については、事業者名及び所在市町を、県ホームページで公表することがあります。

公表できない相当な理由がある場合は、その理由を申請書に記載してください。

■月次支援金受給者情報の利用

兵庫県は、中小企業庁または月次支援金事務局から月次支援金受給者に関する情報の提供を受けており、酒類販売事業者支援金の事務を行うために、当該情報を使用することがあります。

なお、酒類販売事業者支援金の事務は兵庫県の責任において実施しており、中小企業庁が給付可否等の決定を行っているものではありません。

■支援金の返還

支援金受領後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により支援金を受領した場合は、支援金の支給決定を取り消したうえで、全額返還していただきます。

★加算金の加算、氏名等の公表や刑事告発する場合があります。

お問い合わせ

■酒類販売事業者支援金事務局

開設時間 午前 10 時から午後 5 時(土日祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)

電話番号 078-362-9893(令和3年9月21日開設)

※品質向上のため、通話を録音させていただくことがあります。

※お問い合わせの前に必ず公表している本要綱や Q&A、記入注意事項等の資料を確認し、それでもなおご不明な点がございましたらお問い合わせください。

※審査状況をお問い合わせいただいても完了時期はお伝えできません。

※郵送申請の到着確認にはお答えできません。

(レターパックの追跡サービスをご利用ください。

日本郵便の追跡サービス URL: <https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/>)